

協議第 6 1 号

平成 1 6 年 2 月 1 9 日 確認

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	23.消防団の取扱い	調整の内容(案)	・消防団については、現行のまま新市に移行する。
関係項目			

調整の内容説明	先進地事例
<p><b>消防団の組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の組織については、団長以下現行のまま新市に移行する。 (10消防団本部、64分団体制)</li> <li>連絡調整役として、団長の互選により統括団長・副統括団長・津及び久居方面団長を設ける。ただし、消防組織法上の権限は有しない役職とする。</li> <li>その他の事項については、津市の例により調整する。</li> <li>合併後の団員定数は2,287人とする。(現行10市町村団員定数合計2,287人)</li> </ul> <p><b>消防団員の報酬</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団員の報酬については、現行10市町村の現行予算枠の範囲内で加重平均をもとに調整し、新しい制度を制定する。ただし、5年間の激変緩和措置を設け段階的に調整し、急激な報酬額変更に対応する。</li> <li>費用弁償については、現行10市町村の現行予算枠の範囲内で加重平均をもとに調整し、新しい制度を制定する。</li> <li>退職報償金及び公務災害補償については、津市の例により調整する。</li> </ul>	<p>(1) いなべ市 消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 南アルプス市 消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。</p> <p>(3) 山県市 消防団については、合併時に統合する。 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) さぬき市 消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。</p> <p>(5) 静岡市 消防団については、当面現行のとおりとする。 ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。</p> <p>(6) 周南市 消防団員の定員、任期、定年 新市に移行後、速やかに調整する。 消防団組織 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>